

地域ケア会議の運営について

平成25年度地域ケア会議運営に係る実務者研修
企画委員会 委員

1

「地域包括ケア」とは

- 高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活をおくれるように支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要



- そのためには、自助努力を基本にしながら介護保険を中心としつつも、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアする必要がある。

→すなわちこれが「地域包括ケア」

地域包括支援センターが
中核機関となる

出典：『地域包括支援センターの手引き』厚生労働省

2

1. 地域ケア会議の設置・構築について

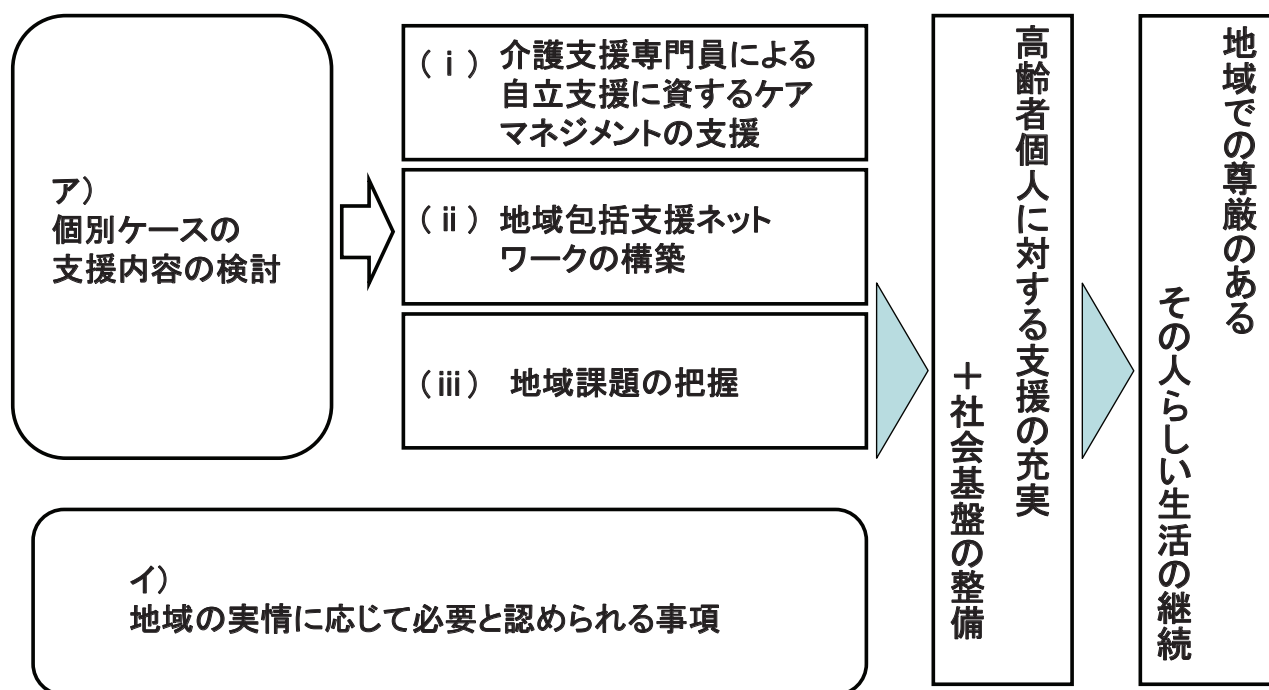


- 地域ケア会議の設置主体：
地域包括支援センター、または市町村(保険者)
- 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを想定した上で、その実現のために有効と考えられる地域ケア会議を設置、構築していくことが必要。

『地域ケア会議運営マニュアル』平成25年3月
(一般財団法人 長寿社会開発センター)P33～P41

3

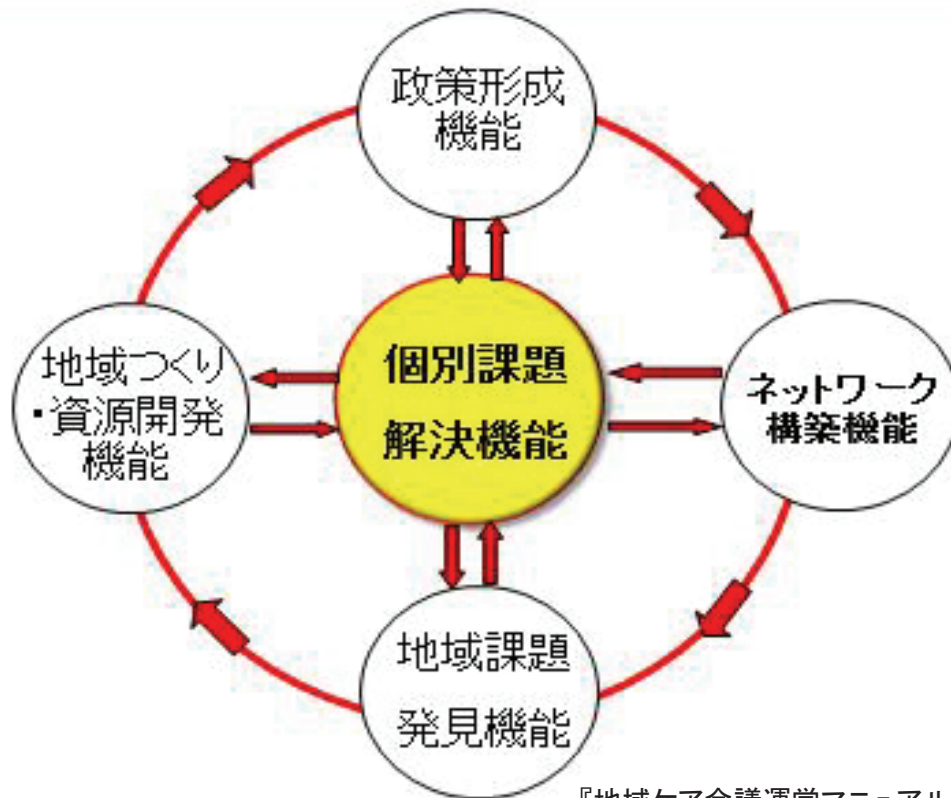
「地域ケア会議」の目的



『地域ケア会議運営マニュアル』P22より

4

地域ケア会議の5つの機能



5

地域ケア会議の設置方法

1. 地域ケア会議の目的や機能を共有する

地域ケア会議の目的や機能およびその重要性を地域の関係者で共有する。

市町村の役割: 地域包括支援センターや地域の関係者に地域ケア会議の目的や機能を周知する。地域包括支援センターの役割を果たせるようにバックアップする。

地域包括支援センターの役割: 地域ケア会議の目的や機能を地域包括支援センター同士で共有し、地域の関係者に周知する。

2. 地域ケア会議の全体構成像を構想する

・人口規模や地域特性、地域包括支援センターの設置状況、これまで開催してきた会議や研修会などをもとに、地域ケア会議の全体構成像を構想する。

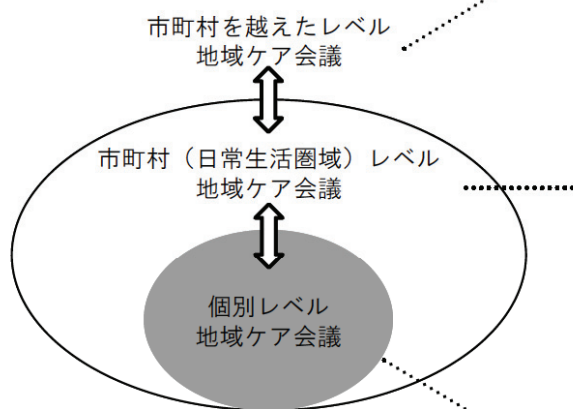
・レベル、会議の目的、機能等を手がかりに、各レベルの地域ケア会議の総体として5つの機能を果たすことができるように考える。

市町村の役割: 市町村が主体となり、地域包括支援センターなどと連携して構想する。

『地域ケア会議運営マニュアル』P38～39

6

地域ケア会議の構築例（日常生活圏域と市町村の範囲が同じ場合）



『地域ケア会議運営マニュアル』P34

設置範囲	市町村を越えたレベル
会議目的	地域課題の把握および対応など
有する機能	地域包括支援ネットワーク構築機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能など
設置範囲	市町村（日常生活圏域）レベル
会議目的	地域課題の把握および対応など
有する機能	地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能など
設置範囲	個別レベル
会議目的	個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握など
有する機能	個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能など

7

「地域ケア会議」とその他の会議との相違点①

地域ケア会議(個別ケース検討)	項目	サービス担当者会議
地域包括支援センター 又は市町村	開催主体	介護支援専門員 (契約が前提)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース当事者への支援内容の検討 ・ 地域包括支援ネットワーク構築 ・ 自立支援に資するケアマネジメント支援 ・ 地域課題の把握など 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況等に関する情報共有 ・ サービス内容の検討及び調整など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業の実施について (厚生労働省老健局長通知) ・ 地域包括支援センターの設置運営について (厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知) 	根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(第13条第9号)
行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員住民組織、本人・家族等	参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等
サービス担当者会議で解決困難な課題等を多職種で検討 (ケース例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者が困難を感じている ・ 支援者が自立を阻害していると考えられる ・ 支援が必要だがサービスにつながらない ・ 権利擁護が必要 ・ 地域課題に関する 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 ・ 当該居宅サービス計画原案の内容に関する専門的見地からの意見聴取

『地域ケア会議運営マニュアル』P28より

8

「地域ケア会議」とその他の会議との主な相違点②

高齢者虐待対応の「個別ケース会議」との相違点

点

- 高齢者虐待対応の「個別ケース会議」は、市町村責任において、「高齢者虐待防止法」に基づき開催され、高齢者虐待対応の方針検討・支援計画の策定をするために必要なメンバーで構成される会議。
- 高齢者虐待対応において「個別ケース会議」の代替として地域ケア会議を開催することは適切ではない。
- コアメンバー会議や虐待対応に関する高齢者虐待対応における諸会議についても、「高齢者虐待防止法」に基づく会議として取扱い、地域ケア会議とは別に位置付ける必要がある。
- 虐待事例が地域ケア会議に持ち込まれた場合、事例提供者が虐待事例であるという自覚がない場合でも、虐待事例に該当していることを説明し、虐待事例として取り組み、事実確認やコアメンバー会議等を開催し虐待事例として取り組むことになる。

『地域ケア会議運営マニュアル』P28～29

その他の会議との相違点

- 事例検討会との相違点
 - 地域包括支援センター運営協議会との相違点
 - 研修会との相違点
 - 顔の見える関係づくりのみを目的としたネットワーク会議や懇談会との相違点
- ⇒相違点の詳細については、『地域ケア会議運営マニュアル』P27～30参照

9

「地域ケア会議」の名称

会議の名称については、実施主体の判断によりますが、その機能に着目し、①個別課題解決機能②ネットワーク構築機能③地域課題発見機能については主に地域包括支援センター主催による「**地域ケア個別会議**」、④地域づくり・資源開発機能⑤政策形成機能については検討内容によって地域包括支援センターまたは市町村主催による「**地域ケア推進会議**」と称するなど、会議の機能に応じて設定することが考えられます。

平成25年2月14日付け厚生労働省老健局振興課 事務連絡 10
『「地域ケア会議」に関するQ&Aの送付について』より

2. 個別ケースの検討を行う地域ケア会議について

- 多職種協働による自立支援に資するケアマネジメント支援 -



●地域ケア会議が有効と考えられる事例

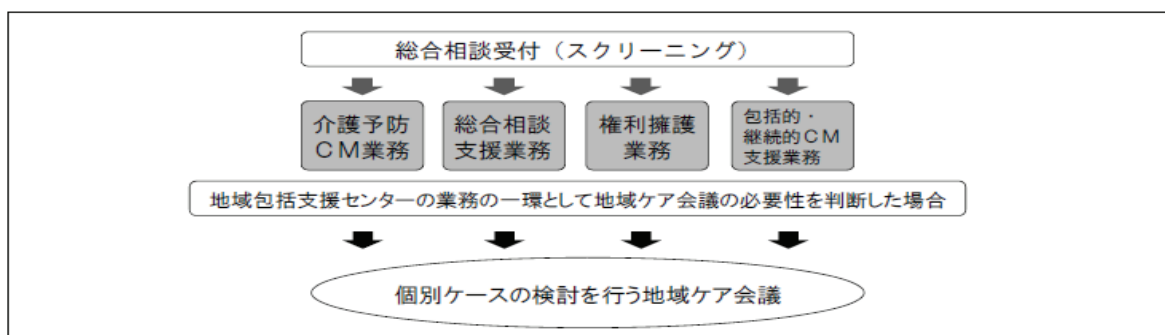
- ①支援者が困難を感じているケース
- ②支援が自立を阻害していると考えられるケース
- ③必要な支援につなげていないケース
- ④権利擁護が必要なケース
- ⑤地域課題に関するケース

『地域ケア会議運営マニュアル』P42～P60 11

「個別ケース検討を行う地域ケア会議」ケース選定の流れ

● 地域包括支援センターの業務から選定するケース

- ・市町村への相談や苦情、介護保険事業者連絡協議会、介護支援専門員の連絡会等、あらゆる機会を活用する。
- ・地域包括支援センター(地域のあらゆるケースに接する機会の多い)が適切なケースを発見しやすい。



● 市町村が選定するケース

- ・市町村が地域課題を認識して、それに関するケースの提供を求める場合もある。
(例:在宅医療と介護の連携が地域の課題の場合等は、医療ニーズの高い高齢者の事例を検討する等)

『地域ケア会議運営マニュアル』P42～P44 12

地域ケア会議における個人情報の取り扱い

○個人情報の収集及び提供については、介護事業者・医療機関、行政・地域包括支援センターなど、機関によって取り扱いに関する法律が異なる。

○また、市区町村によって個人情報保護条例の定めがあるため、地域ケア会議における個人情報の扱いは、市区町村が基本的な方針を設定し、関係者で共有することが必要

- ・地域ケア会議では、個別ケースを取り扱うことへの留意が必要
- ・一方で、過剰な反応により必要な情報が共有されず、適切な支援が行われなくなるような事態は避けることが必要

○地域ケア会議における個人情報の提供内容、共有範囲等については、本人、家族の同意を得ることが大前提である。

○本人の同意がなくても共有できる場合【例】

①法令に基づく場合

- ・高齢者虐待等、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、発見者に通報の義務

②本人の利益を守ることが優先される場合（緊急時）

- ・生命や財産等に危機があるが、重度の認知症などで本人の同意を得ることが困難な場合

③個別の条例による場合

- ・各市町村の個人情報保護条例で示されているとき。（例：災害時要援護者支援や認知症高齢者、1人暮らし高齢者の支援のために平時から民生委員と名簿を共有するなど）

※個人情報を収集する際、本人に予測される利用方法について本人に包括的に同意を得ているときは共有可能

『地域ケア会議運営マニュアル』P47～48の内容を基に作成

13

(参考)誓約書 和光市の例

誓約書

私は、平成 年度 第 回和光市コミュニティケア会議介護予防部門、
包括支援部門 の参加にあたり、会議内容における個人情報等について守秘
することを誓約します。 平成 年 月 日

和光市長 殿

所属

住所

氏名

14

(参考)誓約書 富士宮市の例

●公務員または、当該出席者に法令等により守秘義務が課せられている者以外の者であって、地域ケア会議に携わるものは、地域ケア会議の協議に際し以下の守秘義務における宣誓書の提出に協力していただきます。

誓約書

私は、富士宮市地域ケア会議において、知りえた個人の情報について、他に漏らさないことを誓約します。

平成 年 月 日

所属または団体	住所	氏名

15

地域ケア会議の運営(事前準備)

○ 会議の質を向上させ、なおかつ効率的に検討するために事前準備が必要

【開催日程と頻度】

- ・機能、目的を整理し、意味のある回数を設定する。
- ・参加者の負担等にも配慮した、開催頻度や曜日を設定する。
- ・定例開催→メリット:相談事例を持ちこみやすい、スケジュールが立てやすい等
- ・非定例開催→メリット:柔軟に対応できる
- ・定例、非定例のいずれの場合も、緊急時には柔軟な対応が必要。

【参加者の選定】

- ・会議の目的に応じ、ケースの当事者や家族、主催者(市町村や地域包括支援センター職員)、事例提供者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する。
- ・あくまで、支援を検討する本人や家族が主体であることを忘れないこと。しかし、支援を拒否している等や事前調整の場合などは、本人や家族が出席しない場合もありうる。
- ・総合的な検討ができるよう、多職種を選定すること。

【事前資料】

- ・「事例提供者の負担を軽減する」と同時に、「会議参加者全員が共通認識を持てる」ことの2つの事柄が両立するような資料準備が必要。
(例)アセスメントシート、家族図、エコマップ、時系列整理など

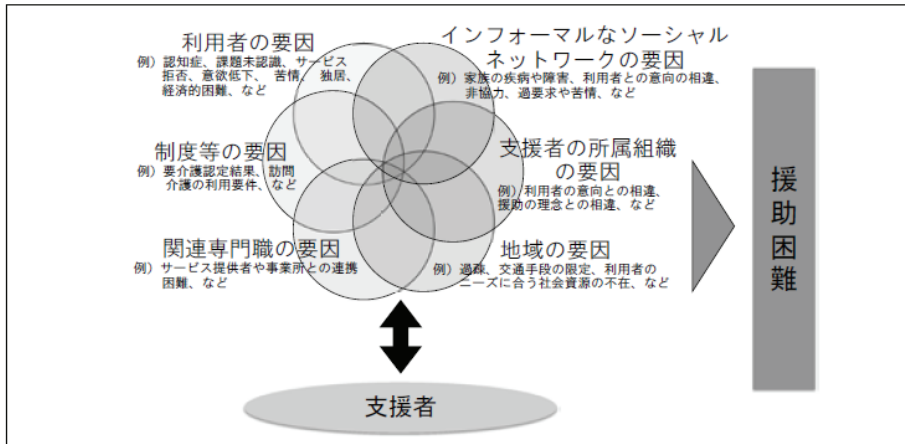
※詳細は、『地域ケア会議運営マニュアル』P53参照

16

地域ケア会議の運営(当日)

【司会進行役の視点やポイント】

- ・「会議の目的を明確にし、検討を促進する」「多職種協働であるメリットを最大限に生かす」「情報を整理し、参加者間でブレなく共有できる」ことを重視する。
- ・ケース概要や課題、目的や提案事項など、様々な情報をその場でまとめ、情報共有を図りながら進行する。
- ・ホワイトボードを活用するなど、情報を可視化する。
- ・会議時間に応じて、一事例あたりどの程度の時間が確保できるのかあらかじめ考え、時間内でいかに情報を共有し、検討できるかを工夫をする。
- ・支援者が困難を感じているケースについては、ケース当事者の課題の明確化のみならず、支援者の援助困難を引き起こしている要因も把握する必要がある。



17

※詳細は、『地域ケア会議運営マニュアル』P54～58参照

地域ケア会議の運営(終了後)

【会議終了時】

- ・会議終了時には、検討内容や役割分担について再確認を行う。
- ・必要に応じて、再度地域ケア会議にかける等の確認も行う。

【会議終了後のポイント】

- ・終了後の対応が重要である。会議終了後のポイント例は下記のとおり。

主催者が行うべきこと	留意点
個人情報の記載された資料を廃棄する	・シュレッダーで廃棄する
記録を作成・管理する	・地域課題や課題に対する有効な支援等を把握するための情報を含めて記録を作成する ・必要に応じて地域ケア会議での決定事項等を参加者に配布する ・記録は個人情報に留意し適切に管理する
事例提供者へのサポート	・地域ケア会議で決定した支援や対応を実施する際に、事例提供者のニーズに応じてサポートする
モニタリングを行う	・事例提供者が多職種との日常的な連携を図りながらモニタリングを行う ・必要があれば再度地域ケア会議を開催する
フィードバックを行う	・目標に応じたフィードバックを行い、地域の目標へと向かっていく視点を持ち取り組むこと

※詳細は、『地域ケア会議運営マニュアル』P58～60参照

18

3. 地域課題の検討を行う 地域ケア会議について



地域課題の検討を行う地域ケア会議では、次の2つの機能を果たすことを目指す。

●地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域見守りネットワーク等、地域に必要と考えられる資源を開発する。

●政策形成機能

地域に必要な取り組みを明らかにして、施策や政策を立案・提言する。

『地域ケア会議運営マニュアル』P60～P62

19

地域課題の検討を行う地域ケア会議

【個別ケースの検討との違い】

- ・個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていく。これらを関係者で共有し、地域包括ケアシステム構築していくための一つの手法として、地域課題の検討を行う地域ケア会議が必要。

【主催者】

- ・地域課題は、日常生活圏内の調整で解決可能な課題から、市町村全域での検討が必要な課題もあるため、それぞれのレベルの課題を地域包括支援センターと市町村職員が共有し、地域に必要な資源の開発を検討して政策に反映。
- ・市町村は、地域包括支援センターの提言を受け、地域課題の解決のため、地域課題の検討を行う地域ケア会議を主催。また、政策形成のため、日常生活圏ニーズ調査など計画策定に関する調査結果とあわせ、地域のニーズ量に基づき資源を開発し、次期介護保険事業計画に位置付ける。

【参加者の選定】

- ・地域課題の原因、背景を把握・整理した上で、必要な参加者を選定し会議を開催する。

例)

高齢者の特性や認知症に対する住民の理解不足が課題の場合



・圏域の民生委員や住民組織の代表者、高齢者の特性や認知症状を説明できる医師等の参加を検討
・その他、警察署員、消防署員、社会福祉協議会職員、銀行・郵便局等といった金融機関の職員、スーパーや商店主なども必要に応じて検討する。

【フィードバック～振り返り】

- ・地域課題を検討する地域ケア会議は、短期間で成果を確認することが難しいことが多い。
- ・その場合であっても、経過等を関係者や住民に周知することで、地域ケア会議への理解を深め、参加への意欲の向上や「自分たちでよりよい地域をつくっていこう」という意識を高めることにつながっていく。

※詳細は、『地域ケア会議運営マニュアル』P60～62参照

20